

## 選手登録に関する規程

### 第1条 (名称)

本規則は、一般社団法人日本モルック協会(以下「本会」という)が「会員制度」の一部として「選手登録」の規定を定める。

### 第2条 (目的)

大会への不正な参加申し込みや参加者の年齢や経歴の詐称防止およびフェアなルールの適用など競技環境の公平性を確保するため、身元確認や参加資格管理を強化。安全対策や競技者プロフィールの一元管理を通じて、競技団体との円滑なコミュニケーションを実現。さらに、選手登録料や会費を組織運営に活用し、施設維持や大会開催、指導者育成などに寄与する目的のもと本会への選手登録制度を定める。

### 第3条 (選手の権利)

選手に登録することで、本会が主催する大会、本会が認定する大会および本会の支援を通じた国際モルック連盟主催の大会への参加申し込みの権利を有するものとする。

### 第4条 (登録料) 選手登録は所定の様式により登録申請の上、登録料を一括で納めるものとする。

#### (1) 一般選手：

登録料 3,500 円 (消費税別) + システム料 440 円

#### (2) 学生選手 (大学生・高等専門学校生・専門学校生・高校生を含む)：

登録料 2,000 円 (消費税別) + システム料 440 円

#### (3) ジュニア選手 (中学生以下)：

登録料 1,000 円 (消費税別) + システム料 440 円

※選手登録完了後の返金は不可。

※学生会員の登録申請には学生証の写しを求める。

### 第5条 (有効期間)

選手の有効期間は毎年 4 月から翌年 3 月末までの 1 年間とする。申し込みと有効期間の関係は以下に示すとおりとなる。選手登録申請書類と登録料が本会事務局に届けられ、本会にて審査のうえ登録手続完了後に第 3 条の権利を有する。

尚、期中での登録であっても第 4 条に記載の登録料に変更はない。

- (1) 新年度受付：1～3月（4月より翌年3月末1年間有効）
- (2) 期中受付：通年可能（選手登録後より当年度末まで有効）

#### 第6条（登録変更・失効）

選手は選手登録情報に変更があった場合、直ちに選手登録の更新をしなければならないが、この手続きを怠っているときは、変更時に遡って登録の効力を失うものとする。

2.選手登録の申請内容に虚偽があった場合には直ちに選手の資格を失い、第8条に定める除名処分となる。

#### 第7条（選手の遵守事項）

選手は、次に掲げる行為を絶対に行ってはならない。

(1) 暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他組織的又は個人的な法令等違反行為等の不正行為（以下これらを総称して「不正行為等」という。）

(2) 他の選手に対して不正行為等を指示又は教唆する行為

(3) 他の選手の不正行為等を黙認する行為

2.選手は、自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

3.選手は、日常の行動について公私の別を明らかにし、その地位を利用して、第三者に対し、自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

4.選手は、暴力団など反社会的勢力の構成員となってはならず、反社会的勢力と交際及び取引をしてはならない。

5.選手は、反社会的勢力と提携・協力して事業をし、又はこれらの者の利益のために名前や写真を利用させ、あるいは、これらの者と親密な協力関係にあるかのような印象を与える行動をしてはならない。

#### 第8条（除名）

選手が、次の各項のいずれかに該当するときは、本会理事会の議決を経て、本会がこれを除名することができる。尚、除名処分を受けた際には登録料は返還しない。

- (1) 本会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為があったとき
- (2) 本会が不適切と認めた行為があった場合（刑事事件で有罪が確定した場合）
- (3) 虚偽の登録申請をしたとき
- (4) 死亡した時、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (5) 選手として不適切もしくは選手の継続が困難であると判断した場合

第9条 (登録解除)

選手はいつでも登録解除通知を本会に提出することにより、選手登録を解除することができる。

2.前項の場合、既納の登録料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第10条 (改廃)

本規程の改廃は、本会理事会の決議を経て行うものとする。

第11条 (実施)

本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。